

病院だより

市民病院管理課
☎43-251(代表)

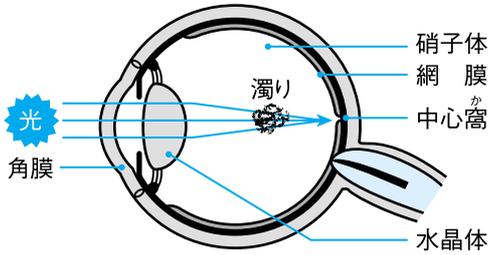
飛蚊症

飛蚊症とは、目の前を蚊が飛んでいるように見える症状をいいます。このほかにも「糸くず」や「輪のようなもの」、「黒い点」など様々なものに表現されます。

目を動かすとゆらゆらと揺れ動き、白い壁や青空などを見ると気付きやすくなります。

飛蚊症の原因

硝子体(生卵の白身のようなもので、水分や繊維などが主な成分)に濁りが



眼球の水平断面図

できるためです。ほとんどの飛蚊症は、「生理的飛蚊症」または、「後部硝子体はく離に伴う飛蚊症」のどちらかです。

どちらも年齢的な変化で起こることが多く(若い人にも起こることがあります)、特に治療の必要がないものがほとんどです。

このほかにも網膜に穴があいたり、はがれたりすることや硝子体中に出血や炎症を起こし、自覚症状が出る飛蚊症もあり、早めの治療が必要になります。

早めに眼科で検査しましょう

飛蚊症は、たいていはそのままにしておいて大丈夫

ですが、網膜はく離などすぐに治療が必要な病気の疑いもあります。

飛蚊症に気付いたら、病気の早期発見、治療のため、眼科で精密検査を受けましょう。



眼科医長 竹内康記

国保ガイド

老人保健制度

老人保健制度は、老後における健康づくりと適切な医療を受けていただくための制度です。

対象 市内在住で次の ① のいずれかに当てはまる方 75歳以上の方
平成14年9月までに70歳になった方
65歳以上で一定の障害がある方
(加入には申請が必要です)

自己負担額 1割(同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の方または、老人医療受給者がある場合は、3割)

高額医療制度 1か月に医療機関に支払った医療費が自己負担限度額(下表参照)を超えた場合、申請すると高額医療費として払い戻します。

変更があった時は、届け出を忘れずに
一定の障害がある方が65歳になった時、65歳以上の方が一定の障害のある状態になった時
加入している健康保険が変わった時
住所、氏名などが変わった時
他の市町村へ転出する時
交通事故などで医療を受ける時

医療費を大切に

はしご診療(同じ病気でいくつもの病院に受診すること)にならないようにしましょう。

かかりつけ医、かかりつけ薬局を持ちましょう。



自己負担限度額(月額)

所得区分	外来の自己負担限度額(個人ごと)	入院・外来の自己負担限度額(世帯ごと)
課税所得が145万円以上の方	44,400円	80,100円+(かかった医療費-267,000円)×1%(1)
一般世帯	12,000円	44,400円
市民税非課税世帯	8,000円	24,600円
		15,000円

- (1) 支払った医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を80,100円に加算した額が自己負担限度額です。
- (2) 世帯全員が市民税非課税の方
- (3) 世帯全員が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費や控除を引いた時に0となる方

市民課国保年金係
市民サービス課窓口係

☎43-251